

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 目的及び責務の改正

一 この法律の目的を、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図ることとする。

(第一条関係)

二 国の責務及び地方公共団体の責務について、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講ずることを明確にすること。

(第三条第三項及び第四条第二項関係)

第二 地球温暖化対策推進本部の所掌事務の追加

地球温暖化対策推進本部の所掌事務として、長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関することを加えること。

(第十一条第二号関係)

第三 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策等

一 国の施策

国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された

温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

（第二十条第一項関係）

二 政府実行計画

政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「政府実行計画」という。）を策定するものとし、政府実行計画の策定の手続、政府実行計画に基づく措置の実施の状況の公表等に関する規定を設けること。

（第二十条の二関係）

三 温室効果ガスの排出量の報告等

1 事業活動（国又は地方団体の事務及び事業を含む。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、事業所等ごとに、温室効果ガスの排出量その他の事項（以下「報告事項」という。）を当該事業所等に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならないものとする。

(第二十一条の二関係)

2 特定排出者は、1による報告に係る温室効果ガスの排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益(以下「権利利益」という。)が害されるおそれがあると思料するときは、当該特定排出者に係る排出量を事業所等ごとに合計した量等をもって3による通知を行うよう事業所管大臣に請求を行うことができるものとする。 (第二十一条の三関係)

3 事業所管大臣は、報告事項を環境大臣及び経済産業大臣に通知するとともに、報告に係る排出量を集計し、その結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。ただし、特定排出者の権利利益が害されるおそれがあるときは、排出量を事業所等ごとに合計した量等を通知するものとする。

(第二十一条の四関係)

4 環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された報告事項を電子計算機に備えられたファイルに記録し、ファイルに記録された事項(以下「ファイル記録事項」という。)を事業所管大臣に通知するものとする。同時に、事業所管大臣から通知された3による集計の結果を集計し、公表するものとする。この場合において、環境大臣及び経済産業大臣は、当該集計の用に供するため、

関係事業所管大臣に対し、特定排出者の権利利益の保護に支障がないことを確認した上で、3により集計した結果に係る排出量を合計した量を通知するよう求めることができるものとする。

(第二十一条の五関係)

5 何人も、4による公表があつたときは、当該公表があつた日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であつて当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができるものとし、当該主務大臣は、開示請求があつたときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならないものとする。

(第二十一条の六及び第二十一条の七関係)

6 特定排出者は、1による報告に添えて、4により公表され、又は5により開示される情報に対する理解の増進に資するため、当該報告に係る温室効果ガスの排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができるものとし、事業所管大臣から通知された当該情報について、環境大臣及び経済産業大臣において電子計算機に備えられたファイルに記録し、公表するものとする。

(第二十一条の八関係)

7 主務大臣は、温室効果ガスの排出量の算定の適正な実施の確保又は自主的な温室効果ガスの排出の抑制等の促進に資するため、特定排出者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

(第二十一条の九関係)

8 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十一条第一項(同法第十二条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告があつたときは、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての1による報告とみなすものとする。

(第二十一条の十関係)

9 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とすること。

(第三十一条の二第一項関係)

10 その他開示に係る手数料、磁気ディスクによる報告、報告に係る罰則等に関する規定を設けること。

(第三十条の二、第三十条の三、第三十一条の二第二項及び第三項並びに第三十二条関係)

第四 検討

政府は、平成二十年までに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措

置を講ずるものとする。

(附則第三条関係)

第五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 附則

この法律は、平成十八年四月一日から施行するものとし、第三の三の1は、平成十九年度以降に行う第三の三の1に規定する報告について適用するものとする。